

12. 特許業務

バブル崩壊後の国際競争力立て直しを目指し、2002年に知的財産戦略大綱が策定され、政府主導で知的財産立国の実現に向けた国家的取り組みが本格化したことにより日本の知的財産政策は大きく様変わりした。この中には、日本版バイ・ドール制度の適用拡大やコンテンツ保護強化のほか、職務発明制度改正や技術標準に資するパテントプール支援などNHK業務に直接かかわる事項も多い。

NHKでも知的財産戦略大綱に掲げられた「発明創出」、「権利保護」、「権利活用」の3要素から成る知的創造サイクルの考え方を取り入れた特許業務の実践に努めた。具体的には、発明提案増アクションプラン活動を主導して発明創出強化に取り組み、NHKが研究開発した重要技術についての重点的な権利確保を意識して、出願分割や優先権主張など特許制度を積極的に活用した権利化を進めた。権利活用面では、準備段階から関与したデジタル放送パテントプールにより特許実施料収入の倍増を実現し、「パテントソリューションフェア」など外部展示会を通じた技術移転のPR活動を積極的に展開した。さらに、法改正にあわせて実績補償金の上限値撤廃を含むNHKの職務発明制度改正を行い、発明者インセンティブの高揚を知的創造サイクルの好循環につなげた。

NHKの研究開発成果を活用した社会貢献が認められ、2008年度と2009年度には(社)発明協会の全国発明表彰特別賞を連続して受賞している。

一方、この10年で知的財産にかかわる危機管理業務の比重が増大し、特に地上デジタル放送のワンセグサービス用映像符号化方式選定に関する特許問題対応には細心の注意が払われた。日本の放送界の状況に対して許諾条件が実質的かつ適用可能であるかを検討するために在京民放と連携してMPEG協議会を設立し、パテントプール方式により必須特許を管理する米国MPEG-LA社との間で交渉が重ねられた。その結果、2004年にワンセグサービス用映像符号化方式としてMPEG-4 AVC/H.264の採用が決定され、エンコーダー1台あたり\$2,500の1回払いを条件に技研所長名で契約が締結された。2006年のワンセグサービス開始後、MPEG-4 AVC/H.264を利用したデジタルラジオと国際放送による映像配信サービスが同一許諾条件でスタートし、さらに2009年には「NHK オンデマンド」がMPEG-LA社への従量制実施料支払いのもとでサービスを開始している。

業務体制としては、2003年度に、技術局情報特許部(2001年度に特許部に改称)技研分室の業務が技研(研究企画)に移行された。翌2004年度には、この業務を含む出願および技術移転に関する特許業務が(財)NHKエンジニアリングサービスへの委託業務となり、さらに2005年度の組織改正で14年ぶりに特許業務が技術局から技研に業務移行された。

[中山 匡]

12.1 特許などの出願、権利の取得

「権利保護」に直接かかわる特許などの国内出願は2000年度からの10年間で3,188件を数え、1990年代の1,602件から大幅に増加した。内容的には、伝送、通信、画像認識、音声認識、記録、撮像、表示など多岐にわたるが、放送通信連携サービス、大容量記録技術、フラットパネルディスプレイに関する特許出願が多くなっている。2000年代初頭には時流に乗ってビジネスモデル特許の出願も行った。一方、実用新案登録出願は、この10年間は1件にとどまっている。また、2004年度にライターカイクスセンターから特許部に職務権限移行した技術意匠は10年間で11件を出願した。外国出願はこ

の10年間で267件と1990年代よりも減少したが、これはデジタル放送などの実用化が見込める発明を厳選して効果的な外国展開を進めたことによる(表12.1)。

権利化実務に関しては、研究開発成果の社会還元と副次収入に資する発明について重点的な補正を施すなど、知的財産の積極的活用を意識した戦略的な権利化を実践した。

その他の権利取得活動として特筆すべきは、基盤技術研究促進センター出資の(株)次世代デジタルテレビジョン放送システム研究所および(株)次世代情報放送システム研究所が権利者となっている規格関連特許に関して、両社の特許管理会社清算に伴う公募売却に応札して特許

表 12.1 特許などの出願・特許権などの保有状況の推移（共有を含む）

年度	特許などの出願状況				特許権などの保有状況			
	新規出願数		年度末件数		新規取得数		年度末保有数	
	国内	外国	国内	外国	国内	外国	国内	外国
2000	306	10	1,244	173	113	22	879	504
2001	396	30	1,474	169	88	38	831	479
2002	355	39	1,649	182	88	14	817	453
2003	331	48	1,771	182	67	16	721	415
2004	283	21	1,831	180	67	16	697	395
2005	327	11	1,869	143	90	19	653	373
2006	254	19	1,788	107	124	33	715	345
2007	287	29	1,665	115	209	18	845	335
2008	318	43	1,569	133	264	13	1,027	308
2009	331	17	1,555	106	212	17	1,174	285

9 件を落札したことである。

「発明創出」活動の活性化という点では、特許勉強会を本部で 37 回、拠点局を含む地方局で 55 回開催したほか、特許事務所による発明者ヒアリングを開始するなど、技研をはじめとする全国技術職場からの発明提案増に努めた。1999 年度に開始した発明提案増アクションプラン活動についても、2004 年度に「筆頭提案 1 件以上／人・年」を目標とした第 2 次アクションプラン活動として充実化を図り、2008 年度には発明提案者の裾野を広げるために「発明提案 1 件以上／人・年」と「筆頭発明者の割合 70% 以上」を新たな目標とした第 3 次アクションプラン活動として強化した。

さらに、発明提案報告書作成支援ツールを 2001 年度に運用開始し、特許情報検索システムは 2002 年度に導入後、2006 年度にグレードアップを図った。これら発明者支援の仕組みは、2004 年度に特許部が発行した「発明たまご読本～技術者のための知的財産ハンドブック～」、特許部開設のホームページ情報、「ネットワーク NHK」への連載解説「特許“新”報」（2001 年）、2000 年に発行開始した広報紙「IP & IT」（2008 年に「IP & ICT」に改称）、技術局広報誌「マンスリー技術」の連載記事（2005～2008 年）などによる広報活動とともにこの 10 年間の発明提案活性化に役立っている。

〔中島 健二〕

12.2 特許権・ノウハウの実施許諾、技術援助

NHK における「権利活用」の仕組みは、特許権や技術ノウハウなどの実施許諾と技術援助に大別される。前者にはコンピュータプログラムにかかわる著作権の使用許諾が含まれる。従前より、研究開発成果は 2 つの仕組みを通じて「公平、非差別、妥当な対価」で広く一般の利用に供されてきたが、1999 年に副次収入増の国会要請を受けて以降は、経営資源としての位置づけを強め

る方向に軸足を移している。具体的には、実施許諾契約における NHK 納入品の特別扱いを改めるなど、社会値としての適正な対価設定により社会還元とのバランスをとりつつ副次収入確保を意識した権利活用に努めてきた。

実施許諾に関しては、1991 年に開始された MUSE 受信機の実施許諾契約が受信機製造終了と特許権満了により 2003 年度末にすべて終了した。カーナビゲーションへの採用で価値が高まった FM 多重放送受信機は、適正な対価設定という観点からの実施料見直しを行い、3 年間かけて実施料改定交渉をまとめあげた末、2004 年度から新たな実施料体系の契約に移行した。2007 年度以降は、デジタル放送パテントプールが軌道に乗り FM 多重放送受信機に代わって副次収入の中軸を占めている。各年の新規実施許諾契約件数は、FM 多重放送受信機の契約更改が行われた 2004 年度を除き平均的に推移し、この 10 年間では 387 件の実施許諾契約が締結されている（表 12.2）。

技術援助には、技術協力と受託試験があるが、この 10 年間に実施された技術協力の主な項目は、地上デジタル放送および衛星デジタル放送関連の伝送技術、話速変換や音声認識にかかわる音響処理技術、画像圧縮技術、HARP デバイス技術などである。このほかに 2006 年度から、菖蒲久喜ラジオ放送所敷地内における電磁環境試験の受け入れを技術協力の枠組みの中で開始した。これらを合わせた 10 年間の技術協力件数は 231 件に上っている。

受託試験は、1992 年度以降、民業圧迫や試験結果の乱用を懸念して実施を自重してきたが、NHK でなければ行い得ない試験として社会的意義が見いだせるものについて 2007 年度から実施を再開している。菖蒲久喜ラジオ放送所が日本で唯一保有する高周波・高圧試験装置による受託試験はその一例である。再開後に実施した受託試験件数は 11 件である（表 12.3）。

表 12.2 特許権などの実施許諾状況の推移

年度	実施許諾契約		許諾権利数	
	新規契約数	年度末件数	特許など	ノウハウ
2000	39	159	297	63
2001	32	177	302	65
2002	38	153	278	50
2003	36	148	263	63
2004	68	201	241	91
2005	33	216	234	114
2006	38	243	243	135
2007	36	257	254	147
2008	40	274	270	167
2009	27	284	267	187

表 12.3 技術援助状況の推移

年度	技術協力件数	受諾試験件数
2000	16	0
2001	18	0
2002	14	0
2003	10	0
2004	25	0
2005	27	0
2006	27	0
2007	27	5
2008	41	4
2009	26	2

「権利活用」の拡大を図るためには、研究開発成果利用の仕組みを広く理解してもらうことが必要である。そこで、特許流通に資する外部展示会への出展や(財)NHK エンジニアリングサービスのメールマガジンを介したPR活動を意欲的に進めた。また、法務部と調整し、開発協定や機密保持契約などの技術関連契約締結を特許部でサポートする体制を整え、研究開発成果の適正管理に努めている。

[岡本 朋子]

12.3 パテントプール

パテントプールは、複数の企業が保有する特定の技術の実現に必須の特許を一堂に集め、プール管理会社が特許技術の利用を希望する企業に一括して実施許諾する仕組みである(図 12.1)。

新技術の普及拡大には多くの関連特許の円滑な権利処理が必要であり、その解決方法としてパテントプールが多用されてきたが、独占禁止法上の潜在リスクが憂慮されていた。標準化活動におけるパテントプールへの期待の高まりを受け、内閣に設置された知的財産戦略本部は技術標準に資するパテントプールを支援する考え方を

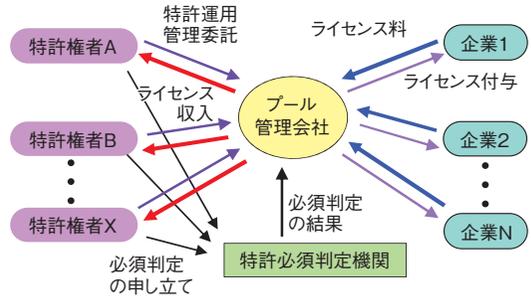


図 12.1 パテントプールの仕組み

2003年に示し、さらに独占禁止法との調整に関する環境整備も行われるに至った。

(社)電波産業会(ARIB)標準規格の策定に主導的役割を果たしてきたNHKは、デジタル放送に関する多数の規格特許を一括処理するパテントプール化の検討を進め、2006年3月にはメーカー7社と合流してデジタル放送プール準備委員会を立ち上げた。そして新たに設立された特許管理会社がパテントプールのファシリテーターとなり、同年8月にデジタル放送ARIB規格の必須特許募集が開始された。

NHKは日本知的財産仲裁センターに規格特許の必須判定申し立てを行い、必須認定を受けることによりパテントプール必須特許権者の地位を確保した。必須判定は中立性と客観性および永続性を担保するために同センター内に組織された多数の弁護士と弁理士の中から選任された各1名が判定人として評価を行う体制がとられている。

パテントプールの許諾条件や実施料配分ルールは必須特許権者会議で決められ、ファシリテーターがそのままプール管理会社となり全特許権者から再実施許諾権を付与されて、2007年2月にARIB規格準拠のデジタル放送受信機を許諾対象とするパテントプールが始動した。実施料はBS/広帯域CS/地上の3波共用デジタル放送受信機が200円、地上デジタル放送受信機が100円、ワンセグ受信機とデジタルラジオがそれぞれ50円などとなっている。

同様な手順を経てケーブルテレビ規格準拠のデジタル放送受信機パテントプールが2008年10月にスタートした。

2つのパテントプールは技術ベースの従来型パテントプールと異なり、規格拡張や製品の多機能化に追従して一括権利処理が可能な「製品ベースのパテントプール」であることが特徴となっている。

以上の特許関係業務は、沼澤潤二、田中千早、松井嘉一郎、嶋田徹三、斎藤譲、有川寛、伊藤治郎、伊藤勇雄、中山匡、後藤克幸、富田秀子、中村彰吾、吉本秀

明、岡本朋子、横尾忠晃、久保田啓一、渡辺敏英、瀬尾健三、中尾 仁、藤澤俊之、山岸敏郎、村崎康博、高田三和、河合直樹、石川 匡、菅並秀樹、梅田康宏、河口

正人、鈴木百合子、山之上裕一、半田晶彦、砂崎悦子、中島健二、平野喜之、田中繁樹が主に担当した。

〔中山 匡〕